

第 11 期島根県分別収集促進計画

令和 7 年 11 月制定

島 根 県

第 11 期
島 根 県 分 別 収 集 促 進 計 画
(令 和 8 ～ 12 年 度)
目 次

1. 計画策定の意義.....	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号).....	3
(1) 3R（発生抑制・再使用・再生利用）に関する知識や意義の普及啓発.....	3
(2) 発生抑制・分別収集に関する情報の交換等	3
(3) 市町村等との連携	3

1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性をもたらしましたが、一方で廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を生じさせています。

このような状況を背景として、平成7年6月に「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)」が制定され、平成9年4月から、消費者が容器包装廃棄物を分別排出し、市町村がこれを分別収集し、製造・利用事業者がその再商品化の義務を負うリサイクルシステムが制度化されました。

平成18年6月には容器包装リサイクル法が改正され、すべての関係者の連携を図り、再生利用(リサイクル)より優先されるべき発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進し、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとされました。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)が令和4年4月に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

本県では、容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、平成8年度に第1期の島根県分別収集促進計画を策定し、その後、3年毎に改定を行い、このシステムを有効に活用した容器包装リサイクル対策の促進を図ってきたところです。

令和5年度における一般廃棄物の排出量は全国で3,897万トン、島根県では21.5万トンであり、一般廃棄物排出量に占める容器包装廃棄物割合は、重量比で24.5%、容積比で61.3%とされています。ゴミゼロ型の地域社会を実現し、資源循環型の暮らしへと転換するには、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物や製品プラスチックについても排出抑制やリサイクルへの取り組みは極めて重要です。

本計画は、市町村等が実施する容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するため、第11期島根県分別収集促進の計画として、令和8年度から5年間における県内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する事項について取りまとめたものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりです。

- ①県民、NPO等、事業者、行政の全ての関係者の相互協力による容器包装リサイクル対策の促進
- ②容器包装廃棄物の分別収集の促進と異物除去の徹底等による分別精度の向上
- ③容器包装廃棄物の収集体制や処理施設の計画的な整備の促進
- ④容器包装廃棄物から再生された再生商品の利用の促進

3. 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5ヶ年計画とし、3年毎に改定します。

4. 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、市町村が容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環法に基づき分別収集を実施する次の11品目です。

対象容器包装廃棄物		表記
(1) 主として鋼製の容器包装		スチール
(2) 主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ
(3) 主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）	①無色のガラス製の容器	無色ガラス
	②茶色のガラス製の容器	茶色ガラス
	③その他のガラス製の容器	その他ガラス
(4) 主として段ボール製の容器包装		段ボール
(5) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）		紙パック
(6) 主として紙製容器包装であって、(4)、(5)に掲げるものを除く。		その他紙
(7) ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
(8) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(7)に掲げるものを除く。		その他プラ
	うち、白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ
(9) プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

※(1)スチール、(2)アルミ、(4)段ボール、(5)紙パックは、有償又は無償で譲渡できるものであり、再商品化の義務が課されていません。

5. 分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するためには、県民・NPO等・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組みを進めていくことが必要です。そのため、知識や意義の普及啓発、関係機関や諸計画との連携を進めます。

(1) 3R（発生抑制・再使用・再生利用）に関する知識や意義の普及啓発

- 「島根県環境総合計画」による発生抑制・再使用・再生利用に関する知識や意義の普及啓発についての各施策に取り組みます。

(2) 発生抑制・分別収集に関する情報の交換等

- 島根県ごみ処理広域化・集約化計画における情報交換の機会などを積極的に活用し、市町村等との容器包装廃棄物に関する分別収集及び再商品化等に関する情報提供や情報交換を行います。
- 市町村等から廃棄物処理に関する情報を収集し、県内の容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の処理現状を取りまとめて公表します。

(3) 市町村等との連携

- 分別収集を効果的に推進するため、「島根県環境総合計画」による市町村等と連携した各施策を推進します。
- 容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の効率的な資源化を推進するため、島根県ごみ処理広域化・集約化計画における情報交換の機会などを積極的に活用し、再資源化施設・ストックヤード等の施設整備にあたっては効率的な施設整備が図られるよう、市町村等に対し適宜助言を行います。